国立大学法人大分大学研究資金立替取扱細則

平成２１年４月１日制定

（趣旨）

第１条　この細則は，国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における研究資金の立替え（以下「立替え」という。）に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この細則において「部局」とは，国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成１６年規程第１４号）第２条第３項第１号に規定する部局及び医学部附属病院をいう。

２　この細則において「部局長」とは，前項に規定する部局を掌理する者をいう。

３　この細則において「国等」とは，国，地方公共団体，独立行政法人，国立大学法人（大学共同利用機関法人含む。）及び特殊法人並びに公益に関する社団又は財団であって，営利を目的としない法人をいう。

４　この細則において「民間機関等」とは，前項に規定されたもの以外の民間等外部の機関をいう。

５　この細則において「研究代表者等」とは，研究代表者及び他研究機関の研究代表者から分担金の配分を受ける研究分担者をいう。

６　この細則において「交付内定通知等」とは，学長又は研究代表者宛の交付内定通知，他研究機関の研究代表者から分担金の配分を受ける研究分担者宛の分担金配分通知，繰越承認通知及び学外から異動した研究代表者等宛の移管金確定通知等をいう。

（立替えの財源）

第３条　立替えの財源は，原則として法人が管理する余裕資金の範囲内とする。

（立替えの対象）

第４条　立替えの対象は，国等からの補助金，助成金，研究費及び事業費（以下「補助金等」という。）とする。

２　前項に定めるもののほか，民間機関等が前項に規定する補助金等を受け実施する事業の一部について，法人との契約により，法人と共同で又は法人に委託して行う場合は，当該契約に基づく研究費又は事業費を立替えの対象とすることができる。

（立替えの条件）

第５条　立替えは，研究代表者等が研究資金を収納するまでの間において，法人が必要な資金を一時的に立て替えなければ研究の実施が困難であり，かつ，次の各号に該当する場合に行うことができる。

（１）　前年度からの継続事業で当該年度の内約を受けているとき。

（２）　前年度予算の繰越承認申請（当該補助金等の交付機関等に事前相談済みのものに限る。）を行っているとき。

（３）　当該年度に新規に交付の内定を受け，又は契約の締結をしたとき。

２　前項の立替金については，金利を付さないものとする。

（立替えの期間）

第６条　研究代表者等が立替えを受けることができる期間は，当該年度の４月１日から研究資金を収納した日の前日までとする。

（立替えの限度額）

第７条　立替えの額は，交付内定額又は契約額の範囲内とする。

（立替えの申請）

第８条　研究代表者等は，立替えを受ける必要がある場合は，研究資金立替申請書（別紙様式１）

を部局長を通じて学長に申請するものとする。ただし，科学研究費助成事業，厚生労働科学研究費補助金，国等からの補助金及び自治体が資金提供する事業費の立替えにあっては，交付機関（分担金配分元機関を含む。）から学長又は研究代表者等に対し交付内定通知等があったときに，受託研究費及び受託事業費（資金配分機関から資金提供を受けた民間機関等からの再委託分も含む。）にあっては，部局における受入れが承認されたときに，研究代表者等から学長に対して交付内定額又は契約額の全額（減額交付の可能性がある場合はこの限りでない。）の申請が行われたものとみなす。なお，受託研究及び受託事業の継続課題などの場合で，部局での受入承認を省略する場合は，当該年度における研究の開始日に申請があったものとする。

２　研究資金立替申請書は，原則として立替金の支出の原因となる行為を行う日の２週間前までに提出するものとする。

（申請内容の審査・承認等）

第９条　学長は，立替えの申請があった場合は，申請内容を研究推進課長に，また立替えの財源を経理課長に審査させるものとする。

２　学長は，前項の審査結果に基づいて承認又は不承認を決定し，研究資金立替決定通知書（別紙様式２）により部局長を通じて研究代表者等に通知するものとする。

３　学長は，第８条第１項ただし書の規定による立替えについては，前項の規定にかかわらず，不承認の場合を除き，研究資金立替決定通知書（別紙様式２）による通知を行わないものとする。

（立替金の返済）

第１０条　研究代表者等は，補助金等の交付者から研究資金を受領したときは，直ちに当該研究資金を法人に納付し立替金を返済しなければならない。ただし，法人が，補助金等の交付者又は契約の相手方から研究資金を受領したときは，その時点で返済されたものとする。

２　研究代表者等は，立替金の返済前に法人を退職する場合又は当該研究資金に係る事業の中止等により予定した研究資金の収納が見込まれないことが判明した場合は，直ちに立替金の総額を返済しなければならない。

（立替金に関する経理事務の委任）

第１１条　立替金に関する経理事務は，第９条第２項により研究代表者等に対し立替えの承認があったときに，学長が指名する理事に委任があったものとみなす。

（事務）

第１２条　立替えに関する経理事務は，財務部経理課において処理する。

２　立替えに関する経理事務以外の事務は研究推進部研究推進課において処理する。

（雑則）

第１３条　この細則に定めるもののほか，立替えに関し必要な事項は，別に定める。

附　則（平成２１年細則第２５号）

１　この細則は，平成２１年４月１日から施行する。

２　国立大学法人大分大学研究資金立替取扱要項（平成１７年１１月１日制定）は，廃止する。

附　則（平成２１年細則第３９号）

この細則は，平成２１年１０月１日から施行する。

附　則（平成２２年細則第１号）

この細則は，平成２２年２月２４日から施行する。

附　則（平成２２年細則第１５号）

この細則は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年細則第１０号）
この細則は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年細則第２０号）
この細則は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年細則第２５号）
この細則は，平成２４年１０月１日から施行する。

附　則（平成２５年細則第１５号）
この細則は，平成２５年６月２５日から施行する。

附　則（平成２８年細則第２３号）
この細則は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年細則第４２号）
この細則は，平成２９年１月１日から施行する。

附　則（平成３１年細則第１号）
この細則は，令和元年５月１日から施行する。

附　則（令和２年細則第１８号）
この細則は，令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年細則第２３号）
この細則は，令和４年７月１日から施行する。

附　則（令和７年細則第３号）
この細則は，令和７年３月１日から施行する。